

厚生労働大臣

加藤勝信殿

例外規定のない受動喫煙防止対策の強化・実現について(要望)

たばこは肺がんに限らず、脳卒中や虚血性心疾患などの循環器疾患や慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの呼吸器疾患及び生活習慣病の糖尿病、更には歯周病など多くの疾患の要因であることは科学的に証明され、喫煙が原因とされる死亡者数は年間約13万人と推計されています。

また、たばこは喫煙者本人のみでなく受動喫煙というかたちで非喫煙者の健康にも害を及ぼし、受動喫煙に晒されなければ、年間1万5千人が、がん等で亡くならず済んだと推計されています。

このような状況を踏まえると、屋内における喫煙は単なるマナーや嗜好の問題ではなく、全国民の健康被害の問題であり、加えて社会保障費の増大等、財政に深刻な影響を及ぼすものがあります。

わが国は平成16年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約」に署名し、平成17年に発効されました。この条約の第8条では、たばこの煙にさらされることから全ての人が保護されるべきであると示されています。

しかし、わが国の受動喫煙防止対策は「世界最低レベル」と世界保健機関（WHO）からも指摘をされており、政府の取り組みを後押しするためにも、屋内100%全面禁煙をはじめとし

て、抜本的な対策に取り組む姿勢を世界に示す必要があります。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、たばこのないオリンピックを開催することはもちろんのこと、日本全体で例外規定や特例を設けることなく、国際水準の受動喫煙防止法の制定が不可欠であります。

われわれ四師会は、「国民の健康を守る専門家集団」として、国民の健康を第一に考え、例外規定や特例を設けることのない受動喫煙の防止対策の強化・実現を求める署名活動を全国的に展開してまいりました。

その結果、多くの方々のご理解とご協力をいただき264万3千023筆もの署名を集めることができました。

政府におかれましては、望まない受動喫煙をなくすため、受動喫煙防止対策を強化する法律案の次期国会での成立を早急を実現していただきますよう、強く要望いたします。

平成29年8月10日

日本医師会会長 横倉 義武

日本歯科医師会会長 堀 憲郎

日本薬剤師会会長 山本 信夫

日本看護協会会長 福井トシ子